

システム開発業務判例セミナー（システム業界、システム部門向け）

「スルガ銀行対日本 IBM システム訴訟判決の解説」

狙い: 大手ベンダと大手地銀間の基幹システム開発が頓挫した事件の訴訟 判決は BM のプロ・マネ義務違反を認定した ユーザ・ベンダ共に他人事にできない																
P	内容 / パワーポイント画面例															
1	表紙: 全面認定された IBM のプロ・マネ義務違反															
2	<p>対外秘</p> <p>24/3東京地裁判決の結論</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>原告スルガの賠償請求</p> <p>開発中止による実損 74億円 (対IBM支払済分)</p> <p>内 システム開発費 65億円 内 ハード/ソフト費 9億円</p> <p>同 逸失利益 41億円</p> </td> <td> <p>判決</p> <p>開発中止による実損 74億円 合計 74億円</p> <p>判決は開発中止に至った原因として IBM のプロジェクトマネジメント義務違反(不法行為責任を認定し、実損部分はスルガの過失相殺もなく請求が100%認められた)</p> </td> </tr> </table>	<p>原告スルガの賠償請求</p> <p>開発中止による実損 74億円 (対IBM支払済分)</p> <p>内 システム開発費 65億円 内 ハード/ソフト費 9億円</p> <p>同 逸失利益 41億円</p>	<p>判決</p> <p>開発中止による実損 74億円 合計 74億円</p> <p>判決は開発中止に至った原因として IBM のプロジェクトマネジメント義務違反(不法行為責任を認定し、実損部分はスルガの過失相殺もなく請求が100%認められた)</p>													
<p>原告スルガの賠償請求</p> <p>開発中止による実損 74億円 (対IBM支払済分)</p> <p>内 システム開発費 65億円 内 ハード/ソフト費 9億円</p> <p>同 逸失利益 41億円</p>	<p>判決</p> <p>開発中止による実損 74億円 合計 74億円</p> <p>判決は開発中止に至った原因として IBM のプロジェクトマネジメント義務違反(不法行為責任を認定し、実損部分はスルガの過失相殺もなく請求が100%認められた)</p>															
3	訴訟の主な争点と判決の事実認定(全体像)															
4	日本 IBM によるシステム開発の流れ															
5	<p>対外秘</p> <p>本システム開発の前提知識</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>NEFSS</td> <td>次世代金融サービス・システム (Next Evolution in Financial Services Systems) IBM の銀行業務全般の次期情報システム</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Corebank</td> <td>NEFSS の基幹システムで用いられた FIS 社のアプリケーション PKG IBM は使用言語を COBOL から Java (J2EE) にコンバートの必要を考えた国内では住信 SBI ネット銀行で Corebank の勘定系システムが稼働中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>前提条件</td> <td>商品グループ数 : 融資 219 預金 88 の計 307 グループ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>個別将来契約</td> <td>SI 契約 × 6 : 外部設計, NEFSS ライセンス, 統合テスト, システムテスト, 要件定義 #2, 移行 支援契約 × 4 : Tivoli, 要件定義 #1, 他, OIO × 2</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>要件定義 #1・#2</td> <td>#1: P 目標, 対象システム・スケジュール, 開発手法, #2: テーマの具現化方法, 現行システム機能分析と Corebank 上の処理との差異分析</td> </tr> </table>	1	NEFSS	次世代金融サービス・システム (Next Evolution in Financial Services Systems) IBM の銀行業務全般の次期情報システム	2	Corebank	NEFSS の基幹システムで用いられた FIS 社のアプリケーション PKG IBM は使用言語を COBOL から Java (J2EE) にコンバートの必要を考えた国内では住信 SBI ネット銀行で Corebank の勘定系システムが稼働中	3	前提条件	商品グループ数 : 融資 219 預金 88 の計 307 グループ	4	個別将来契約	SI 契約 × 6 : 外部設計, NEFSS ライセンス, 統合テスト, システムテスト, 要件定義 #2, 移行 支援契約 × 4 : Tivoli, 要件定義 #1, 他, OIO × 2	5	要件定義 #1・#2	#1: P 目標, 対象システム・スケジュール, 開発手法, #2: テーマの具現化方法, 現行システム機能分析と Corebank 上の処理との差異分析
1	NEFSS	次世代金融サービス・システム (Next Evolution in Financial Services Systems) IBM の銀行業務全般の次期情報システム														
2	Corebank	NEFSS の基幹システムで用いられた FIS 社のアプリケーション PKG IBM は使用言語を COBOL から Java (J2EE) にコンバートの必要を考えた国内では住信 SBI ネット銀行で Corebank の勘定系システムが稼働中														
3	前提条件	商品グループ数 : 融資 219 預金 88 の計 307 グループ														
4	個別将来契約	SI 契約 × 6 : 外部設計, NEFSS ライセンス, 統合テスト, システムテスト, 要件定義 #2, 移行 支援契約 × 4 : Tivoli, 要件定義 #1, 他, OIO × 2														
5	要件定義 #1・#2	#1: P 目標, 対象システム・スケジュール, 開発手法, #2: テーマの具現化方法, 現行システム機能分析と Corebank 上の処理との差異分析														

6	争点 1 合意書の拘束力 2P 頓挫の帰責事由 4 協力義務違反 5 損益相殺				
7	判決文: 開発プロセスでの事実認定 1~5				
8	各争点: 裁判所の判断 1: 合意書の拘束力				
9	<p>対外秘</p> <p>各争点に対する両社主張と判決(概要3)</p> <p>争点② 本P頓挫の帰責事由(続き)</p> <p>判決 専門家のベンダは PKG の選定はユーザシステムに最適な選定・開発手法を採用しなければならず、そのため PKG を事前に十分検証すべきだった。要件定義書作成後、開発手法に誤りがあるとして旧 BRD・新 BRD に至るやり直しをしたのだから Corebank 利用に際し予め十分な検証をしたとはいえない。PKG 開発ではカスタマイズが難易度が高いが IBM には Corebank の改変権がない点や FIS 社との間で協議が整っていない事情はスルガに伝えていなかった。サービスイン時期の合意は BRD 終了時で確定的合意だが大幅遅延となったことは IBM の責に帰す。19/4月の代替 PKG-TCB 提案時もサービスイン時期や費用に関し確かな検証を済ませていなかった。以上から IBM には適切に開発を管理するプロ・マネ義務違反があり、それにより本Pが頓挫したもので IBM はその責任を負わなければならない。</p>				
10	<p>対外秘</p> <p>各争点に対する裁判所の判断⑦</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付・項目</th> <th>内容概略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>争点3スルガの協力義務違反の有無(続き)</td> <td>てスルガは新 BRD 終了後 20/12月までの4段階切替に合意した後 IBM から 22/1月までの5段階切替提案を拒否したが、この提案はサービスイン時期の大幅な遅延でそれを受け入れなければならない根拠もなく提案拒否が協力義務違反とすることはできない。以上からスルガの協力義務違反をいう IBM の主張は採用できない。</td> </tr> </tbody> </table>	日付・項目	内容概略	争点3スルガの協力義務違反の有無(続き)	てスルガは新 BRD 終了後 20/12月までの4段階切替に合意した後 IBM から 22/1月までの5段階切替提案を拒否したが、この提案はサービスイン時期の大幅な遅延でそれを受け入れなければならない根拠もなく提案拒否が協力義務違反とすることはできない。以上からスルガの協力義務違反をいう IBM の主張は採用できない。
日付・項目	内容概略				
争点3スルガの協力義務違反の有無(続き)	てスルガは新 BRD 終了後 20/12月までの4段階切替に合意した後 IBM から 22/1月までの5段階切替提案を拒否したが、この提案はサービスイン時期の大幅な遅延でそれを受け入れなければならない根拠もなく提案拒否が協力義務違反とすることはできない。以上からスルガの協力義務違反をいう IBM の主張は採用できない。				
11	“ 7: 契約条項				
12	“ 8: スルガの損害額				
13	裁判で現われた訴訟上の注目点、本開発の素朴な疑問点				